

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量 六点）

三 作業地域

川越市大字砂地内

四 作業期間

平成三十年八月七日から平成三十年十二月二十一日まで